

神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 医療と福祉に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方について見直しを行うため、神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 神奈川県総合リハビリテーションセンターの機能と事業のあり方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 検討会は、13名程度をもって構成する。

2 検討会の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 医療分野学識経験者
- (2) 福祉分野学識経験者
- (3) リハビリテーション医療関係者
- (4) リハビリテーション現場関係者
- (5) 地域医療関係者
- (6) 地域支援関係者
- (7) 福祉施設関係者
- (8) 障害当事者
- (9) 一般公募

3 構成員の選任期間は、会議設置の日から令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、検討会における意見を取りまとめる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 検討会は、知事が必要に応じて開催する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部県立病院課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月16日から施行する。